

本ガイドラインは、行田市立小・中学校の学習用情報端末（以下、「情報端末」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

情報端末は、学習のツールとして、学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

2 所有者、管理者及び使用者

情報端末所有者、管理責任者及び使用者は以下のとおりとする。

- (1) 情報端末所有者は、行田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。
- (2) 情報端末管理責任者は、各校校長とする。
- (3) 情報端末使用者は、各校教職員及び児童生徒とする。

3 管理責任者の責務

管理責任者は、以下の点について留意し、情報端末を適正に管理することとする。

- (1) 情報端末を適正に管理するため、情報端末管理者を指名し業務を行わせること。
- (2) 「行田市立小学校及び中学校学習者用情報端末等貸与要綱」に基づき、情報端末貸与にかかる手続きを行うこと。特に情報端末使用者（児童生徒の場合）の保護者より、情報端末使用にかかる同意書の取得漏れがないよう注意すること。
- (3) 情報端末の適正な使用について指導及び助言を行うこと。特に使用者の不注意による情報端末の破損等が生じることのないよう継続的に指導すること。
- (4) 定期的に情報端末の使用状況を確認し、不要なファイルはその都度削除するよう指導及び助言を行うこと。
- (5) 情報端末に障害や事故などが発生したときには、所定の様式にて速やかに教育委員会に報告すること。
- (6) 情報端末が正常に機能しなくなったときは、所定の様式にて速やかに教育委員会に修理を依頼すること。
- (7) 教育委員会の求めに応じ、情報端末の使用状況を所定の様式に記入し報告すること。

4 対象者

本ガイドラインの対象者は、行田市立小・中学校に在籍する全ての児童生徒及び同校に勤務する全ての教職員とする。

5 対象機器

本ガイドラインの対象機器は令和2年度以降に教育委員会が導入した情報端末とする。情報端末の学校への配備は必要最低限とし、予備分については教育委員会にて管理する。

なお、情報端末の取り扱いについては「行田市立小学校及び中学校学習者用情報端末等貸与要綱」に基づき行う。

6 情報端末使用の方針

情報端末管理責任者及び情報端末使用者は以下の点に留意すること。

(1) 使用方法

ア 情報端末として学校内外で授業用として利用するものは、教育委員会が貸与した情報端末でなければならない。

イ 使用者個人のID・パスワードは、第三者に知られないよう適切に管理すること。

ウ 情報端末は各使用者に割り当てられた端末を使用し、他人の端末は使用しないこと。

エ 情報端末は教員の指導のもと授業中に使用し、休み時間、授業以外の時間には使用しないこと。ただし、授業の続きや教員の許可がある場合は可とする。

(2) 情報端末にインストールするソフトウェア等

ア 教育委員会の承認を得たソフトウェア以外、インストールすることは認めない。後述(5)のとおり、原則クラウドでのソフトウェア利用とすること。

イ 児童生徒が許可なくソフトウェア等をインストールすることは固く禁ずる。

(3) 情報端末の保管

ア 必ず各校に設置された、充電保管庫にて保管すること。なお、充電保管庫の設置場所については、安全性や授業における利便性を考慮し、情報端末管理責任者が決定する。その際、同一箇所に複数台の充電保管庫を設置することにより、ブレーカーが落ちることのないよう注意すること。ただし、必要に応じて設置場所の変更は可とする。

イ 充電保管庫の鍵は、原則職員室の保管とするが、各学校で管理方法の変更は可とする。

ウ 児童生徒が速やかに自身の情報端末を取り出すことが出来るよう、情報端末に貼られた管理シールに対応した一覧表の作成や氏名シールの貼付など、各学校で対応を行うこと。

エ 当面は授業開始時に充電保管庫から情報端末を取り出し、授業終了後に戻し充電を行う運用とする。なお、次の授業で利用するなど、すぐに充電保管庫に情報端末を戻さない場合は、その間に破損や故障が生じることのないよう、教員が適切に指導すること。

オ 情報端末使用後は、シャットダウンはせず、スリープ状態で充電保管庫に収納すること。

カ 授業終了時、授業を実施した教員は充電保管庫に適切に戻されたことを確認し、充電

保管庫の施錠を行うこと。

- キ 情報端末管理者は毎日、保管された端末の台数及び保管庫の施錠確認を行うこと。また、全台数保管されている旨を確認し、情報端末点検表等に記載すること。
- ク 情報端末管理者は、定期的に情報端末の破損や動作確認を行うこと。

(4) 情報端末のデータ保存

- ア 児童生徒は、作成したデータを必要がある場合に限り、一定期間情報端末に保存することができるものとする。ただし、卒業等の理由により情報端末の使用者でなくなる場合には、情報端末に保存したデータを必ず削除してから次の使用者に引き継ぐこと。
- イ 情報端末に保存したデータは、適宜クラウドに保存しなおすこと。

(5) クラウドの利用

- ア 情報端末使用者は、教育委員会及び情報端末管理責任者が許可したクラウドサービスを利用すること。
- イ クラウド内は、教員の指示によりファイルの整理を行い運用すること。
- ウ クラウドサービスを利用するためのアカウント及びパスワードは、第三者に知られることのないよう、適切に管理すること。

(6) アカウントの運用・管理

- ア アカウントの発行は教育委員会で行う。なお、アカウントは全ての児童生徒に発行し、9年間同じアカウントを使用する。
- イ 教育委員会は年度当初、各学校にアカウント取得者の一覧表を各学校に送付し、各学校は一覧表に基づき、アカウントを管理すること。
- ウ 転出入に伴う増減は教育委員会にて調整する。

7 法令遵守

情報端末使用者は、情報端末の適正な使用のため、以下に掲げる関係法令を遵守すること。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

8 禁止事項

- (1) 以下に掲げる行為は禁止する。
 - ア 本ガイドライン第1条の目的以外の利用
 - イ 信頼できるWi-Fi以外への接続

- ウ 使用者判断によるID、パスワードの変更及び漏洩
- エ プライベート用メールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- オ 個人のクレジットカード情報や個人情報の入力
- カ 利用が許可されていないファイルへのアクセス
- キ ハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- ク SNSの利用
- ケ 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- コ アプリ内課金
- サ 他者のアカウントの無断使用（なりすまし行為）
- シ オンライン上における他の児童生徒の学習を妨害する行為
- ス その他情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

(2) 情報端末管理責任者は、情報端末使用者が前項に規定する禁止行為を行った場合は、当該情報端末使用者に対し、改善するよう指導すること。指導後も改善が図られない場合は、情報端末の使用を禁止することができる。

また、情報端末管理責任者が悪質と判断した場合には、教育委員会まで報告すること。

9 保守管理

障害や事故があった場合には、以下のとおり対応すること。

(1) 情報端末使用者は、次に掲げる障害・事故等が発生した場合は、ただちに情報端末管理責任者に報告すること。

- ア 情報端末を毀損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき。
- イ 情報端末が正常に機能しなくなったとき。
- ウ データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらの恐れのある事実を発見したとき。

(2) 故意または重大な過失等により情報端末が使用できない状態となった場合は、教職員及び児童生徒の保護者は修理代金を弁償しなければならない。なお、情報端末の故障が故意または重大な過失等によるものかを判断するため、まずは3-(5)のとおり教育委員会に事故報告を行うこと。その後、弁償を要するものと判断され、対象者が児童生徒の保護者であった場合は、「行田市立小学校及び中学校学習者用情報端末等貸与要綱」に基づき、対応すること。

なお、令和3年4月に各学校に配付した「タブレットご利用の手引き(生徒・保護者用)」に掲載されている「タブレット破損届・修理願い」及び「タブレット紛失届」は現在使用していないため、注意すること。

10 情報端末の使用場面

教職員は、以下の場面において、効果的に情報端末を使用できるようにすること。

ただし、通信ネットワークの規格上、使用に制限がかかることがあるため、その場合は使用可能な範囲で情報端末を活用すること。

(1) 授業中の使用

ア 情報端末は教職員の指導のもと、目的にあった活用をすること。

イ 教職員は、情報端末を使うことを目的とはせず、情報端末の長所と短所を理解したうえで効果的な活用を行うこと。

ウ 教職員は、授業において、端末の操作を教えることが学習の主たる目的にならないように配慮すること。

(2) 授業中以外の使用

情報端末は、授業中以外では教職員の指示があった場合に活用すること。

(3) 情報端末の学校外への持ち出し

ア 学校行事、校外学習、家庭学習、長期休業中の学習等の教育活動において、情報端末を校外に持ち出す事情が生じた場合には、情報端末使用者は情報端末管理責任者及び情報端末管理者の許可を得ること。

イ 情報端末を活用した家庭学習等については、教育委員会から期間・方法等の指定がある場合を除き、児童生徒の発達段階や学校の実態に応じて校長が判断する。

なお、その場合は、情報端末持出簿を作成し、情報端末の所在を適切に把握するとともに教育委員会に報告すること。

ウ 家庭にインターネット環境がない世帯の児童生徒が家庭学習において情報端末を使用する場合、教育委員会はモバイルWi-Fiルーターの貸し出しを行う。

なお、モバイルWi-Fiルーターの貸し出しについては、「行田市立小学校及び中学校学習者用情報端末等貸与要綱」に基づいて行う。

(4) デジタル教材について

教育委員会が情報端末に導入したデジタルドリルや指導者用デジタル教科書については、教員は積極的に活用すること。

また、教育委員会は各学校における活用状況を定期的に確認すること。

なお、有償のデジタル教材については、原則として学校単位では購入しないこと。

(5) 情報モラル教育

義務教育9年間を通して、情報端末の利便性及び危険性を学び、情報端末を「学びのた

めの道具」という意識を育てていくため、計画的、系統的な情報モラル教育を推進すること。

11 セキュリティ対策等

教育委員会は情報端末を適切に活用できるよう、以下の対策を行う。

- (1) 個人情報の漏えいやなりすましを防止するためのパスワードの設定
- (2) 有害サイト等へのアクセスを防止するフィルタリングの設定
- (3) オンライン学習における著作物利用にかかる手続き（授業目的公衆送信補償金制度）
- (4) 通信環境に不具合が生じた場合のネットワーク調査
- (5) その他セキュリティ対策等のために必要と認められるもの

12 情報端末を活用するうえでの配慮事項

情報端末を使用するにあたっては、以下の点に配慮して、計画的に情報端末を使用すること。

(1) 健康面への配慮

情報端末の使用に際して、健康面への被害を鑑み、以下の点に注意すること。

- ア 画面との距離を30cm以上離す。
- イ 姿勢に配慮する。
- ウ 30分に1回は情報端末の画面から目を離して、20秒以上、遠くを見る。また、必要に応じて目の体操を行う。
- エ 適宜、休憩を取るようにする。なお、最長でも60分に1回は休憩を取るようすること。
- オ 部屋を明るくして使用する。
- カ 児童生徒の座席位置により、照明の反射等が異なることから、教員は画面への映り込み等について適宜対応する。（タブレットの角度・カーテンの開閉・消灯など）

13 その他

情報端末の利用に関して、本ガイドラインに規定のない事象が発生した場合には、教育委員会と情報端末管理責任者との話し合いの上、対処することとする。

なお、教育委員会は市内小中学校に広く周知する必要がある事項の追加・修正がある場合は、適宜「Q&A」として速やかに周知することとし、その内容は本ガイドラインの追加又は修正があったものとみなす。